

【資料2 参考資料】

平成29年度
和泉市国民健康保険運営協議会 答申書

平成30年2月16日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市国民健康保険運営協議会
会 長 山 本 秀 明



和泉市国民健康保険条例の一部改正及び保険料率の改定について（答申）

平成30年2月1日付け、和泉保第2266号で諮問のあった和泉市国民健康保険条例の一部改正及び保険料率の改定について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問第1号の和泉市国民健康保険条例の一部改正について

答申 諮問第1号のとおり措置することが適当と認める。

(1) 保険料の賦課総額

府内国民健康保険者加入者の医療費等を賄うために、市町村毎の所得水準や被保険者数、世帯数を踏まえて決定される府への事業費納付金額

(2) 保険料率

府が示す市町村標準保険料率

(3) 賦課方式

所得割、均等割、平等割の3方式で、介護納付金分のみ所得割、均等割の2方式に変更

(4) 賦課割合

所得割：(均等割＋平等割)＝ β ：1（ β は所得のシェアをどの程度事業納付金の配分に反映させるかを調整する係数） また、均等割：平等割＝60：40

(5) 仮算定の有無

無

(6) 本算定期期

6月1日

(7) 納付回数

6月から翌年3月までの年10回

2 諮問第2号の保険料率の改定について

答申 平成30年度は保険料率を次のように改定することが適当である。

医療分について

| | | |
|------|--------------|----------|
| 所得割額 | 前年中の基準総所得金額の | 7.98/100 |
| 均等割額 | 一人当たり | 26,280円 |
| 平等割額 | 一世帯当たり | 26,580円 |

後期高齢者支援金分について

| | | |
|------|--------------|----------|
| 所得割額 | 前年中の基準総所得金額の | 2.69/100 |
| 均等割額 | 一人当たり | 8,400円 |
| 平等割額 | 一世帯当たり | 8,940円 |

介護納付金分について

| | | |
|------|--------------|----------|
| 所得割額 | 前年中の基準総所得金額の | 2.32/100 |
| 均等割額 | 一人当たり | 15,600円 |

3 付帯意見

大阪府国保運営方針に基づき保険料の賦課に、府内統一基準が設けられることに伴い、和泉市の保険料の賦課基準を改定するのはやむを得ないと考える。

しかしながら、平成30年度において府内統一基準への保険料の改定を行うことについては被保険者への影響が大きいため、平成30年度から6箇年で段階的に引き上げ、激変緩和措置を講ずることが望ましい。

なお、被保険者への啓発については、被保険者の理解と協力を得られるよう、丁寧な周知を求める。

諮問第1号及び諮問第2号に係る答申については、平成30年4月1日から適用する。